

令和4（2022）年度

東京大学大学院公共政策学教育部

専門職学位課程学生募集要項

教育研究上の目的

公共政策学教育部専門職学位課程の教育研究の目的は、国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要となる政策と制度を構想する力をもち、またコミュニケーションと合意形成の能力にも秀でた、国家機関・地方自治体の公務員、国際組織やNGOの職員、シンクタンクに勤めるエコノミストや政策アナリストなど、時代の要請に応える政策実務家を育成することである。

※詳細は下記を参照

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/overview/>

求める学生像

公共政策学教育部専門職学位課程は、教育研究上の目的に定める人材を養成するため、以下の資質を持つ学生を求める。

- 大学院で獲得した高度な専門知識と実務的な能力を礎に、高い倫理観をもった公共政策に関するプロフェッショナル及びリーダーとして内外での活躍を目指す人。
- 現代社会が直面する諸課題を適切に認識し、これらの課題に対する対応策を構築・評価して、国民に対してこれらを伝達し、合意を形成することができる人。
- 政策立案、実施、評価能力の基礎となるレベルの高い法律学、政治学、経済学についてバランスよく学習し、これを具体的な実践と結びつけることができる人。

公共政策学教育部専門職学位課程は、教育・訓練を受けた人が、法学・政治学・経済学・国際関係論を横断した幅広い知識を獲得するとともに、また実務で求められる必要なスキルも身につけることができるよう、教育科目にも、また教育内容や方法にも、これまでの大学院教育には見られなかった、さまざまな新しい発想や工夫を取り入れている。大学の専門教育において法学・政治学・経済学・国際関係論などを学んだ人はもちろん、これから学ぼうとする人も、またいま大学を卒業しようとする人ばかりではなく、職業人としての実務経験を踏まえてさらに深く学ぼうとする人からの積極的な出願を期待する。

入学者選抜においては、以下の点が問われる。

- 志望分野に関する知識とともに、公共政策学全般にわたって基礎知識をもっていること。
- 志望分野において自らが主体的に問題を発見し、自らが有する専門知識に基づいてそれを解決する能力をもつ人材になりうる基礎をもっていること。
- 将来国際的な場でも活躍しうる語学能力の基礎をもっていること。

1. 出願資格

- (1) 日本の大学を卒業した者及び令和4（2022）年3月31日までに卒業見込みの者(注1)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4（2022）年3月31日までに修了見込みの者(注2)
- (3) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和4（2022）年3月31日までに授与される見込みの者(注2)
- (4) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び令和4（2022）年3月31日までに修了見込みの者(注3)
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者及び令和4（2022）年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本教育部において認めた者で、入学時において22歳に達しているもの(注1)(注4)
 - (注1) 上記(1)、(6)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。
 - (注2) 上記(2)、(3)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。
 - (注3) 上記(4)に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業者（修了者）等を示す。
 - ・文部科学大臣の指定する外国学校日本校
 - ・文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）
 - ・旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校
 - (注4) ①上記(6)に該当する者とは、上記(1)～(5)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業者（修了者）等で、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本教育部において認めた者を示す。
②上記(6)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、令和3（2021）年6月11日(金)（必着）までに本教育部（下記5.（1）エ）に必要書類を提出すること。必要書類は別紙「個別の入学資格審査について」を参照のこと。
③入学資格審査で大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。

2. 募集人員及び選抜方法

(1) 募集人員

135人※

法政策コース、公共管理コース、国際公共政策コース、経済政策コース、国際プログラムコースの5つのコースについて募集を行う。ただし、コース別の定員は設けない。

※募集人員のうち、概ね65人については国際プログラムコースで別途募集する。

各コースの詳細については、公共政策学教育部のWebサイトで確認することができる。

(<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/education/master-course/>)

(2) 選抜方法

入学者の選抜においては、第一次選抜として入学願書審査・外国語審査・エッセイによる専門科目審査を行い、第二次選抜として口述試験を行う。

1) 入学願書審査

入学願書には、所定の様式により、学業以外の活動の経過、大学院での学習計画及び学習計画と将来志望する進路との関係などについて記載したもの及び出身大学の学業成績に加え、所定の様式により、推薦書を添付するものとする。

願書審査はこれらの事項を総合的に判断して行う。

2) 外国語審査

公共政策学教育部では共通の外国語として英語を用いるので、入学志願者は英語の能力を示すため、TOEFL (iBT (Special Home Edition も可) 又はPBTに限る。ITPは不可) の成績票を提出しなければならない。

ただし、英語を公用語とする国に所在する大学を卒業した者（令和4（2022）年3月31日までに卒業見込みの者を含む）には、TOEFL成績票の提出を免除する場合がある。免除の審査を希望する者は、5. (2) ク. を参照し期限までに必要書類を提出すること。

なお、英語以外の言語の能力を示すために、TOEFL成績票に加え、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。これは第一次選抜における総合的判断材料として用いられる。

3) 専門科目審査

試験区分	提出するエッセイ	備考
1) 法律	「行政法」及び「国際法」の2つを提出	
2) 行政	「政治学（行政学を含む）」及び「行政法」の2つを提出	
3) 政治	「政治学（行政学を含む）」及び「国際政治」の2つを提出	
4) 国際関係	「国際法」及び「国際政治」の2つを提出	
5) 経済学	「経済学（マクロ経済学、ミクロ経済学）」を提出	左記5つの試験区分の中から1つを選択し、課されたエッセイを提出すること。

なお、経済政策コースを志望する者は、5) 経済学を選択しなければならない。

4) 口述試験

入学願書審査、外国語審査、専門科目審査を総合的に判断したうえで、その上位者について口述試験を行う。法律学・政治学・経済学の各分野を大学の学部専門課程において履修していない受験者については、専門科目審査以外の要素を相対的に重視して合否を判断する。

3. 試験期日及び場所

専門科目試験は実施しない。代わりに試験区分に応じたエッセイを課すので、出願書類等と一括して提出すること。

口述試験日：令和3（2021）年9月17日（金）

※受験対象者は、令和3（2021）年9月10日（金）午後2時に公共政策学教育部のWebサイト（<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>）に掲示する。口述試験はオンラインで行い、時間割等を、本人のEメールアドレス宛に通知する。

4. 合格者の発表及び入学手続

- (1) 入学許可を内定した者は、令和3（2021）年9月30日（木）午後2時に公共政策学教育部のWebサイト（<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>）に掲示する。
- (2) 入学許可は、令和4（2022）年3月上旬に本人宛に通知する。
- (3) 入学許可の通知を受けた者は、その際送付される入学手続に関する指示にしたがい、令和4（2022）年3月の所定の期日までに必要な入学手続（入学料の納付及び入学手続書類の提出）を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱うので注意すること。
- (4) 官公庁・企業・団体等に在職のまま入学を希望する者は、入学後定められたカリキュラムに従って学業に専念できるよう、勤務先から「大学院に入学することに支障のない」旨の承諾を得ること。
- (5) 入学時に必要な経費（令和4（2022）年度予定額）
(日本政府（文部科学省）奨学金留学生に対しては徵収しない。)
① 入 学 料 282,000円（予定額）
② 授業料 前期分 267,900円（年額535,800円）（予定額）
(注) 上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

5. 出願手続

(1) 出願方法

ア. 出願は、Web出願フォームにより、「出願書類等」の電子データをオンライン上の指定の場所にアップロードするとともに、該当する「出願書類等」を指定の封筒に入れ、書留速達郵便で郵送すること。詳細は、本教育部のWebサイトで確認すること。

（<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/admissions/application-information/>）

※出願には、電子データのアップロードと、郵送による書類提出の両方が必要となる。いずれか片方のみの提出は受け付けない。

イ. 入学願書はWeb出願フォームにて作成すること。

ウ. 受付期間

アップロード：令和3（2021）年7月15日（木）10:00から21日（水）17:00まで

郵 送：令和3（2021）年7月15日（木）から21日（水）まで（ただし、令和3（2021）年7月21日（水）までの消印があり、かつ7月26日（月）までに到着したものまで有効）。

エ. あて先 東京大学大学院公共政策学教育部
 〒113-0033 東京都文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号
 (電話 03-5841-1349、Email ppin.j@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

(2) 出願書類等

書類等	摘要	アップロード	郵送
ア. 出願書類送付用封筒 及び ※あて名ラベル	角型 2 号 (縦 332 mm × 横 240mm) の封筒を各自用意すること。封筒の表に所定の様式により作成した「あて名ラベル」をカラー印刷して貼付し、必要な書類を入れた後、書留速達扱いとして郵便局窓口で差し出すこと。	/	全員
★イ. 入学願書	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要事項を正確に入力すること。 ● 指定の Web 出願フォームの指示に従い、顔写真データ（上半身脱帽、正面向き、出願前 3 ヶ月以内に単身で撮影した鮮明なもの）をアップロードして作成すること。 ● 必ず別紙「入学願書作成方法」を確認してから作成すること。 	/	全員
※ウ. 専門科目に関する エッセイ	所定の様式を使用し、試験区分に応じて課された科目のエッセイを作成の上、提出すること。日本語で作成し、ページ数、字数、体裁等については、必ず所定の様式の指示に従うこと。	/	全員
※エ. 学習計画書	所定の様式を使用し、作成の上、提出すること。日本語で作成し、ページ数、字数、体裁等については、必ず所定の様式の指示に従うこと。	/	全員
オ. 成績証明書 (コピーは不可)	<ul style="list-style-type: none"> ● 在学中の大学及び在学したことのある大学の成績証明書を全て提出すること（留学先の大学も含む）。 ● 出身大学において発行されたもの。日本語又は英語により作成されたものとする。 ● 成績証明書には評点基準が示されている必要がある。記載がない場合や情報が不足している場合は、評点基準が示された証明書を、成績証明書とは別に提出すること。 ● 成績が未確定のため証明書が発行されない等、提出できない場合は、その事由を記した出願者作成の申請書（任意様式）を提出すること。 ● 原本が一通しかない場合、あるいは原本が日本語又は英語以外の言語の場合は、下記欄外の（注 4）に従って、提出すること。 ● 必ず別紙「成績証明書提出の注意事項」を参照し、提出方法を確認してから出願すること。 	/	全員
カ. 卒業（見込）証明書 (コピーは不可)	<ul style="list-style-type: none"> ● 成績証明書に卒業（見込）年月日が記載されている場合は不要。日本語又は英語により作成されたものとする。 ● 原本が一通しかない場合、あるいは原本が日本語又は英語以外の言語の場合は、下記欄外の（注 4）に従って、提出すること。 	該当者のみ	該当者のみ
キ. 学位授与証明書等 (コピーは不可)	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国の大を卒業した者（見込みの者も含む）は、取得学位（学士）名称が記載された証明書（学位授与証明書等）も必ず提出すること。日本語又は英語により作成されたものとする。 ● 原本が一通しかない場合、あるいは原本が日本語又は英語以外の言語の場合は、下記欄外の（注 4）に従って、提出すること。 	該当者のみ	該当者のみ
ク. TOEFL 成績票	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元(2019)年 7 月 15 日以降に受験した TOEFL(iBT (Special Home Edition も可) 又は PBT に限る。ITP は不可) のスコアを有効とする。なお、TOEFL (iBT) の成績は Test Date Score のみを使用し、My Best score は使用しない。 ● 成績票をキャプチャした画像および A4 用紙に印刷したもの（以下「TOEFL 成績票（写）」という）を提出すること。 ● 「TOEFL 成績票（写）」の提出とは別に、ETS に対し本教育部宛に TOEFL 成績票(Institutional Score Report (Official Score Report))を送付するよう請求すること。請求の際は DI (Designated Institution Code) コードを「8554」とすること。 ● 英語を公用語とする国に所在する大学を卒業した者（令和 4（2022）年 	/	全員

	<p>3月31日までに卒業見込みの者を含む)で、TOEFL成績票の提出免除を希望する者は、別紙「TOEFL成績票提出の注意事項」に従って本教育部へ申し出ること。</p> <p>●必ず別紙「TOEFL成績票提出の注意事項」を参照し、提出方法を確認してから出願すること。</p>		
※ケ. 日本語の能力を示す証明書（日本語以外の言語を母語とする者のみ）	<p>日本語以外の言語を母語とする受験者については、以下のいずれか一つを提出すること。</p> <p>1) 財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験1級の成績証明書のコピー</p> <p>2) 日本語担当教員又はこれに準ずる者による日本語学力証明書（所定様式を使用し、日本語で作成されたもの）</p> <p>なお、日本の高校、日本の大学及び日本の大学院のいずれかを卒業（修了）した者、及び卒業（修了）見込みの者は提出する必要はない。</p>	該当者のみ	該当者のみ
コ. 英語以外の言語能力を示す証明書（任意）	<p>●日本語又は英語で作成された原本を提出すること。</p> <p>●原本が一通しかない場合、あるいは原本が日本語又は英語以外の言語の場合は、下記欄外の（注4）に従って、提出すること。</p>	該当者のみ	該当者のみ
※サ. 検定料払込証明書	<p>検定料：30,000円</p> <p>●令和3（2021）年7月5日（月）～7月21日（水）の期間内に、検定料を払い込んだ上で、検定料払込証明書を提出すること。その際は、必ず別紙「検定料払込証明書の提出方法」を参照すること。</p> <p>なお、7月21日（水）17:00が出願書類アップロード期限のため、払い込みには十分に注意すること。</p> <p>●銀行振込又はコンビニエンスストアでの払込、ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネット銀行、ネット専業銀行での払込若しくはクレジットカードでの払込のいずれかに限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。</p> <p>●外国人出願者のうち、日本政府（文部科学省）奨学生留学生は検定料不要とするが、日本政府（文部科学省）奨学生留学生である証明書を提出すること。</p>	全員	全員
※シ. 推薦書	<p>●所定の様式を使用し、日本語又は英語により作成されたものとする。</p> <p>●Form1の提出は必須とし、出願したコースで必要となる専門科目に関する、基礎知識および応用能力の習得状況について記述するよう、推薦者に依頼すること。推薦書の作成者は、指導教員又は志願者の学業や職務内容等を評価できる者とする。</p> <p>●Form2の提出は任意とし、作成者は問わない。なお、Form1が提出できない場合はForm2の提出をもって代えることができる。</p> <p>●7月20日（火）までに、推薦者が電子データをオンライン上の指定の場所にアップロードすること。推薦書を郵送する必要はない。</p> <p>●必ず別紙「推薦書提出の注意事項」を参照し、事前に推薦者へ作成を依頼してから出願すること。</p>	推薦者がアップロードする	

(注1) ※印は本教育部のWebサイトからダウンロードした所定の様式を使用すること。

(注2) ★印は指定のWeb出願フォームにて作成すること。

(注3) 詳細は、本教育部のWebサイトで確認すること。（<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/admissions/application-information/>）

(注4) (1) 原本が一通しかない場合

証明書の発行者が原本と相違ないことを証明（原本証明）したコピーを提出すること。この原本証明がないコピーは受理しない。

(2) 原本が日本語又は英語以外の言語の場合

以下の3点を提出すること。個人（出願者を含む）による翻訳は、公証役場の認証があっても受理しない。

- 原本
- 原本を日本語又は英語訳したもの
- 日本語又は英語訳を行った機関の翻訳証明書

※原文と翻訳内容に相違ないことを、翻訳を行った機関が証明した書類

6. 注意事項

- (1) 他大学又は本学の他の研究科（教育部を含む）に重複して在籍することはできない。
- (2) 本教育部が募集する一般選抜と職業人選抜を同時に志願することはできない。また、複数の専門科目を受験することもできない。
- (3) 提出期日までに所定の書類が完備しない場合、あるいは、提出書類等に不備がある場合は、願書は受理しない。
 - ①ただし、本人に責のないやむを得ない理由で書類を完備できない場合には、本教育部（上記5.（1）エ）に申し出て、その指示に従うこと。
 - ②また、出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更・返却及び検定料の払い戻しはない。
- (4) 入学願書における履歴等について虚偽の記載をした場合、ならびに試験において不正行為があつたことを示す明確な証拠が出てきた場合は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。
- (5) 出願手続が完了した志願者へ受験番号を令和3（2021）年8月6日（金）までに本人のEメールアドレス宛に通知する。通知がない場合は、令和3（2021）年8月10日（火）までに本教育部（上記5.（1）エ）へ、Eメールにより連絡すること。以降の照会には応じない。
- (6) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は令和3（2021）年6月11日（金）までに本教育部（上記5.（1）エ）に申し出ること。
- (7) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (8) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (9) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (11) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から外国人留学生の受入れに際し、厳格な審査を行っている。規制されている事項に該当する場合は、入学が許可できない場合や希望する研究活動に制限がかかる場合がある。詳細は、以下の本学安全保障輸出管理支援室ホームページを参照すること。
<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/export-control/ja/rule.html>

令和3（2021）年4月